

第66回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和7年7月16日（金） 午前10時から正午まで
開催場所	松本市役所 議員協議会室（松本市丸の内3番7号）
出席委員	清水聡子会長（松本大学総合経営学部教授） 森本瑛士委員（信州大学工学部助教） 中川敦委員（松本市農業委員会会長代理） 村瀬直美委員（松本商工会議所建設部会長） 松岡喜久子委員（松本商工会議所女性会会長） 小笠原み江委員（長野県建築士会松筑支部まちづくり委員会委員） 宗田まゆ美委員（松本市議会議員） 大久保美由紀委員（松本市議会議員） 西澤郁弥委員（松本市議会議員） 上條一正委員（松本市議会議員） 芝山稔委員（松本市議会議員） 唐沢則夫委員（長野県松本建設事務所長） 向山智也徹臨時委員（松本建設事務所計画調査課長） 伊藤禎規臨時委員（長野国道事務所計画課長） 岩下英樹臨時委員（松本警察署交通第二課長）※途中参加
欠席委員	上原三知委員（信州大学農学部教授） 轟直希委員（長野工業高等専門学校准教授） 田中均委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長） 伊藤亮二委員（松本商工会議所専務理事） 中山英子委員（松本市議会議員） 篠原一則委員（松本警察署長）

（赤間都市計画課長）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第66回松本市都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は松本市都市計画審議会の事務局次長をしております、都市計画課長の赤間善浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますけども、前任の委員の任期満了や異動等に伴いまして、新たに委員としてご就任いただく10名の皆様に辞令を発令しております。辞令につきましては、あらかじめ皆様の席にお配りしてございます。辞令交付式は、省略させていただきますので、ご承知おきを願いたします。

本日、森本瑛士委員は、オンラインでの出席となります。また、都市計画道路見直し部会の臨時委員の方々にもご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、新たにご就任いただいた委員もいらっしゃることから、委員および臨時委員の皆様のご紹介をいたします。清水会長から席順にお名前を申し上げますので、ご紹介のありました委員は恐れ入りますが、お立ちいただきますようお願いいたします。

松本大学総合経営学部教授 清水聡子様です。

(清水会長)

よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

松本市農業委員会会長代理 中川敦様です。

(中川委員)

よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

松本商工会議所建設部会長 村瀬直美様です。

(村瀬委員)

村瀬です。よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

松本商工会議所女性会会長 松岡喜久子様です。

(松岡委員)

松岡でございます。よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

長野県建築士会松筑支部まちづくり委員会委員 小笠原み江様です。

(小笠原委員)

小笠原です。よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

松本建設事務所長 唐沢則夫様です。

(唐沢委員)

よろしくお願いします。

(赤間都市計画課長)

松本建設事務所計画調査課長 向山智也様です。

(向山委員)

よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

松本市議会議員 宗田まゆ美様です。

(宗田委員)

宗田でございます。よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

同じく、大久保美由紀様です。

(大久保委員)

大久保です。よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

同じく、西澤郁弥様です。

(西澤委員)

西澤でございます。よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

同じく、上條一正様です。

(上條委員)

はい、上條でございます。よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

同じく、芝山稔様です。

(芝山委員)

はい、芝山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

長野国道事務所計画課長 伊藤禎規様です。

(伊藤委員)

よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

松本警察署交通第二課長 岩下英樹様につきましては、遅れて参加でございます。よろしくお願いいたします。

またオンラインでのご出席の信州大学工学部助教 森本瑛士様です。

(森本委員)

よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

ありがとうございます。続きまして会議の成立につきまして、ご報告いたします。

本日、欠席の委員でございますが、上原三知委員、轟直希委員、田中均委員、伊藤亮二委員、中山英子委員、篠原一則委員は、ご都合により欠席のご連絡をいただいております。委員および臨時委員21名のうち、本日のご出席の委員は、現在14名でございます。松本市都市計画審議会条例における会議成立の定足数の基準、委員および臨時委員の2分の1以上の出席を満たしていることをご報告いたします。

それでは、都市計画審議会事務局長の太田建設部長よりご挨拶を申し上げます。

(太田建設部長)

改めましておはようございます。松本市建設部長の太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変お忙しいところ、また、もう10時ではありますが、すで

にこの暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和7年度最初の都市計画審議会ということになります。先ほど赤間次長からありましたとおり、10名の方に辞令を発令させていただきました。委員の皆様におかれましては、今後の松本市の都市計画、まちづくりにつきまして、どうぞご指導ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願いいたしますと思います。

都市計画を取り巻く状況をちょっと申し上げますと、進展しています東京一極集中から地方というところを考えると、地方都市の魅力の再活性、また、価値向上、そのような取り組みに非常に注目が集まっているところでございます。とりわけ松本市におきましては松本城、それから開智学校という2つの国宝を持ち、その歴史と文化が漂う街並みを高く評価され、多くの皆様に集まっております。今後はこれまで賑わいの核となりました商業施設の撤退、閉店を受けてですね、中心市街地再設計検討会議の提言を踏まえ、その再活性に向けた取り組み、これが大きなミッションとなってございます。

一方、異常気象によります市街地での災害、これも非常に問題でございます。各地で大雨、ゲリラ豪雨で浸水、そのような被害も報告されております。こういったことに対しますハードまたソフトの備えにつきましても、部局横断でしっかり取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は審議事項、報告事項それぞれ2件ございます。審議案件につきましては長野県決定の区域区分、またそれに伴う松本市決定分の用途地域の変更について、また、報告事項につきましては、居住誘導区域における防災指針の追加など、立地適正化計画の見直し、また、都市計画道路の見直しに関しまして、現在の進捗状況をご報告するものでございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で、ご審議をお願いしたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、よろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

はい、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。先日送付いたしました資料は4種類で、次第、議案書、前回審議案件の事務処理の概要、委員名簿ですが、委員名簿につきましては修正がありましたので、本日配布いたしましたものに差し替えいただきますようお願いいたします。

また、本日の追加資料といたしまして、座席表と当日資料1、2をお手元にお配りしてございます。そして新たに委員になられた皆様におかれましては、計画の関係の冊子でございますが、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、松本市防災都市づくり計画、松本市の都市計画、都市計画図を配布してございます。継続委員で各冊子が必要な方がいらっしゃれば、会議終了後に事務局までお声がけをお願いいたします。お手元に資料の不足のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。もし何かありましたら随時、

事務局の方をお願いいたします。

本日審議いただく案件は、議案が2件、報告事項が2件でございます。この後の会議の議事進行につきましては、松本市都市計画審議会条例によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、清水会長、よろしくお願いいたします。

(清水会長)

皆様こんにちは。松本市都市計画条例により議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会の議事録署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱により、出席委員の中からあらかじめ指名いたします。署名人は宗田委員と村瀬委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に先立ちまして、事務局より、前回審議会に係る事務報告をお願いいたします。

(渋田見課長補佐)

はい、都市計画課都市計画担当の渋田見と申します。着座にて失礼します。事務処理概要の資料をご覧ください。それでは報告させていただきます。令和6年12月20日に開催しました、第65回松本市都市計画審議会における事務処理については次のとおりです。1 議案第124号松本都市計画緑地の変更について(長野県決定)、(1)付議案件の内容、都市計画緑地の松本平広域公園の区域変更を行うことについて、決定権者である長野県から意見照会があったため、その回答について審議を行ったもの。(2)事務処理の経過、令和6年12月20日、第65回松本市都市計画審議会において審議、可決。令和6年12月26日、都市計画審議会審議結果市長報告。令和7年2月4日、第223回長野県都市計画審議会において審議、可決。

以上、第65回松本市都市計画審議会に係る事務報告とさせていただきます。

(清水会長)

ありがとうございました。では、本日付託されました案件は2件、報告事項が2件あります。議案第125号「松本都市計画区域区分の変更について」、議案第126号「松本都市計画用途地域の変更について」に関しては、内容に関連性があるので一括して審議を行います。

事務局に伺います。議案第125号、126号の傍聴者はいらっしゃいますか。

(渋田見課長補佐)

はい、傍聴者はおりません。

(清水会長)

はい、それでは議案第125号、126号の説明を担当課よりお願いいたします。

(田中技師)

はい、説明を差し上げます。都市計画課の田中聡と申します。着座にて失礼いたします。それでは、議案第125号「松本都市計画区域区分の変更」、議案第126号「松本都市計画用途地域の変更」について説明いたします。

議案第125号は、長野県において決定する案件であり、取り組み状況については、前回の第65回松本市都市計画審議会において報告しております。今回、関係市町村である松本市へ意見照会を受けていることから、こちらに回答するために本審議会に諮るものです。また、議案第126号の用途地域の変更でございますが、こちらは議案第125号の区域区分の変更と関連しておりますので、本2件について一括で説明させていただきます。資料は事前にお送りした議案書の他、当日の説明資料を本日配布しております。当日配布資料を中心に説明しますが、議案書の該当ページもご案内いたしますので、あわせてご確認ください。なお、正面の画面でも資料の共有をしておりますが、どうしても表示されるまでにタイムラグがございますので、基本的にはお手元の資料をご覧ください。議案書では、1ページから42ページが区域区分の変更、43ページから53ページが用途地域の変更となります。用途地域の変更については、区域区分の変更に伴うものであることから、本日配布の当日資料1で区域区分の変更と併せて説明するように作成しております。

議案書の3ページをご覧ください。区域区分の変更について説明いたします。区域区分ですが、議案書の9ページおよび10ページをご覧ください。計画図の赤枠にて示した範囲を市街化調整区域から市街化区域へ編入いたします。議案書の3ページにお戻りください。2に記載のとおり、通常、区域区分の見直しは、おおむね5年ごとの都市計画基礎調査の結果を踏まえ、今後、10年間の将来人口、工業等のフレームを算定し、これに基づいて都市計画の変更案を整理し、農林行政等と調整を行い、最終的に長野県で決定するものです。

続いて、議案書の4ページをご覧ください。区域区分の変更理由について、説明いたします。今回の区域区分の変更は、第7回区域区分見直しに伴い、市街化区域への編入を保留していた工業出荷額から算出される工業フレーム、これの一部を和田地区の一部に編入するものです。この市街化区域への編入は、松本市都市計画マスタープラン等との整合、位置づけが明確となっております。また、本地区は、民間事業者による新たな工業団地造

成が確実となっており、都市計画運用指針に適合した良好な市街地の形成が確実となっております。以上のことから、市街化区域に編入いたします。

続いて、当日資料１の１枚目をご覧ください。市街化区域へ編入する予定の位置について、説明いたします。この当日資料の１枚目については、議案書８ページの松本都市計画区域区分の変更総括図というものとほぼ同じですけれども、一部説明を追記したものになっております。今回の編入予定の松本市和田地区の一部を赤枠で示しております。当該地区は、県道松本環状高家線の沿線に位置しており、長野自動車道松本インターチェンジから約６．１ｋｍの場所にある既存の工業団地に隣接した交通利便性の高い地区となっております。

次に、周辺状況について説明いたします。当日資料２枚目、３枚目の計画図をご覧ください。市街化区域へ編入する予定の地区は、赤枠で囲われた約６．１ヘクタールの区域となります。東南北側は既存工業団地に接しており、流通業務施設や各種工業施設などが立地したエリアとなっております。また、既存工業団地東側に接しているのは、県道松本環状高家線です。

次に、編入する区域の用途地域の計画状況について説明いたします。当日資料４枚目をご覧ください。編入する区域の用途地域案です。用途地域につきましては、工業専用地域とすることを案として、お示ししております。当該地域を囲うように、既存の松本臨空工業団地、新松本工業団地が隣接しており、こちらはすべて工業専用地域となっております。また、地区の西側は市街化調整区域となっております。当該地区は、民間企業により工業団地が開発されることが予定されており、関係する機関等と調整を図っております。

続いて、当日資料の５枚目の航空写真をご覧ください。これは令和４年に撮影されたものです。赤枠で示した編入予定地区を囲むように、東南北に既存の工業団地が配置されております。また、地区の西側に接しているのが、県道新田松本線であり、県道を挟んで向かい側、地区の西側は、農用地区域が広がっております。本地区についても、現時点では農業振興地域の整備に関する法律によって定められた農用地区域となっております。農用地区域を工業団地として開発することはできませんので、区域編入および用途地域の設定と並行して、関東農政局と農用地区域から除外する観点から、事前調整を行っており、区域区分の変更についてはやむを得ない旨を令和６年１０月１５日付けで合意いただいております。また、地区の南西側には、市街化調整区域でも設置可能な物流拠点および駐車場が立地しております。

続いて、計画の妥当性について説明いたします。当日資料の６枚目をご覧ください。当該地区は、国土交通省で策定しております都市計画運用指針の「Ｂ．区域区分（法第７条関連）」の「１．市街化区域（３）おおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の「新市街地」に該当し、「新市街地は、市街地の発展の動向、当該区域の

地形、自然条件および交通条件を配慮し、かつ、都市施設を効果的に配置し、整備することができるよう定めることが望ましい」とされています。「また、次に掲げるような計画的な開発の見通しのある区域を主体として、いたずらに広く定めないことが望ましい」とされ、そのうちの「C」に該当します。この「C」は、「民間開発事業者による計画開発事業が、用地取得が確実であること等により、その実施が確実であり、かつ開発計画の内容が関係公共団体と調整を了する等により、都市の健全な発展と宅地の実供給に資するものであると認められる区域」とされ、当該地区は、民間開発事業者による計画開発事業の実施が確実であることから、これらに該当いたします。

続いて、県の第7回区域区分見直し方針との整合については、「(1)市街化調整区域から市街化区域への編入基準(新たな飛地を除く)」の項目の「③既に工場として開発されている区域及び工場の拡張計画があり、市街化区域として整備することが望ましい区域で次のいずれにも該当するもの」との記載があり、こちらに記載のa) b)の双方に該当しております。

最後に、当日資料7枚目をご覧ください。都市計画策定の経緯の概要です。左側が、区域区分の変更の都市計画策定の経緯の概要です。令和7年6月13日から6月26日まで縦覧をいたしましたが、意見はございませんでした。令和7年4月23日付けで、区域区分変更に係る市町村への意見照会を県より受けており、本日の都市計画審議会での諮問を経て、松本市から県に意見を回答いたします。その後、長野県都市計画審議会、国土交通大臣協議を経て、令和7年10月下旬に区域区分変更の決定告示となる予定です。同じく、右側が用途地域の設定の都市計画策定の経緯の概要です。区域区分の変更と併せて、令和7年6月13日から6月26日まで縦覧しておりましたが、意見はありませんでした。本資料が縦覧時のものですので明示しておりませんが、令和7年6月24日に長野県知事協議を行い、同年の6月30日付で用途地域変更案に異存がない旨、長野県知事より協議会等を受けております。本日の本審議会での諮問を経て、長野県決定の区域区分変更と同時に、10月下旬の用途地域変更の決定告示を予定しております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(清水会長)

はい、ただいま議案第125号、126号について説明がありました。ご意見、ご質問のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(芝山委員)

はい、議案書の3ページの都市計画区域区分新旧対照表のですね、都市計画区域人口について伺いたいんですけども、まず、人口というのはどういうふうに求めるものなのかと

ということと、それから実人口とこの記載の人口とはどれほど誤差があるのか、それについて教えてください。

（清水会長）

はい、お願いいたします。

（田中技師）

はい、ではお答えいたします。平成27年度を基準年として令和7年度の推計ということでこちらの方にお出ししておりますので、ご指摘のとおり実態と乖離しているような状態になっております。すみません、実態を確認しておりませんでしたので、お答えすることがすぐにできませんでした。申し訳ありません。

（清水会長）

芝山委員お願いいたします。

（芝山委員）

はい、先ほど長野県が決定するというようなお話でしたので、長野県の方かなと思うんですけど、その元となるのは社人研（※国立社会保障・人口問題研究所）の推計ということでよろしいでしょうか。そこだけちょっと確認させてください。

（清水会長）

はい、お願いします。

（渋谷見課長補佐）

はい、お答えします。そのとおりでございます。

（芝山委員）

それは、過去からもそうだし、これからも社人研の基礎データを使ってやっていくという理解でよろしいですか。

（清水会長）

はい、お願いいたします。

（渋谷見課長補佐）

はい、お答えします。そのとおりでございます。

(芝山委員)

はい、わかりました。

(清水会長)

他いかがでしょうか。よろしいですか。はい、他にご意見がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、議案ごとに挙手により採決を行います。まず、議案第125号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員一致と認め、議案第125号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第126号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員一致と認め、議案第126号は原案のとおり可決しました。

続いて、報告事項「松本市立地適正化計画の見直しについて」に移ります。事務局に伺います。報告事項の傍聴者はございますか。

(渋田見課長補佐)

はい、会長。傍聴者はおりません。

(清水会長)

それでは、報告事項の説明を担当課よりお願いいたします。

(小林係長)

都市計画課の小林一成と申します。それでは着座にて失礼します。報告事項「松本市立地適正化計画の見直しについて」説明します。本日資料が2つありまして、1つ目は、事前にお配りしております議案書55ページからになります。もう1つは、当日資料2になります。まずは、55ページをご覧ください。居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりを推進するため、平成29年3月に策定した立地適正化計画を策定からおおむね5年が経過したこと等により、見直しを行うものです。

次に、経過になりますが、平成31年にこの計画の一部を改訂しています。また、令和2年9月ですが、都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に定める事項に、防災指針を追加することになりました。同年12月、松本市都市計画審議会へ計画見直しを報告。令和7年2月に第1回松本市都市計画策定市民会議を開催しています。主な見直し

は、法改正に伴う防災指針の策定です。本日、初めての方もいらっしゃると思いますので、この立地適正化計画を概要版にて、内容を説明いたします。

84ページをご覧ください。まず立地適正化計画とは、人口減少社会でも暮らしやすい街を維持するために、公共施設や店舗、住まいを集め、拠点を公共交通で結び、利便性を高めて、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを誘導する計画になります。

85ページをお願いします。昭和45年から平成27年までに人口が1.2倍増加しました。その間、いわゆる区域区分（線引き）により、市街化調整区域から市街化区域への編入を繰り返し、人口集中地区が地域の南部に大きく拡大し、2.4倍になりました。今後は増加者人口が減少し、高齢者が多くなってくると予想されます。86ページには基本的な方針を記載してあります。その下になりますが、集約型都市構造と立地適正化計画の活用イメージの図が掲載してあります。

87ページ、都市機能誘導区域の設定フローとイメージになります。こちらですが、市街化区域の中に拠点を選定しまして、鉄道駅や主要なバス停へ歩いて行きやすい範囲を設定します。その後、地域の特性を踏まえた将来的な公共施設等の再配置などを見据え、区域を追加します。工場の操業や低層住宅の良好な住環境が優先される区域などを除外し、区域境界を確定します。これが都市機能誘導区域の設定のフローと手順になります。

続いて、88ページです。こちらは居住誘導区域についての説明です。居住誘導に適さない区域を除外した範囲を基本区域とし、都市機能誘導区域や鉄道駅等へ歩いて行きやすい範囲をベースとし、設定します。地域の特性を踏まえ、既に良好な住環境が形成されている区域を追加します。まとまった農地を考慮し、区域境界を確定します。以上が居住誘導区域の設定の流れです。

こちらは89ページになりますが、現計画において設定されています各誘導区域について、まとめてあります。都市機能誘導区域が8、居住誘導区域が6地区あります。

続いて、90ページになります。都市機能誘導区域の機能を高めるために、誘導施設を設定しています。区域によって内容は異なりますが、行政、商業、医療、福祉、子育て、金融、文化、教育、研究、コンベンション、事業などがあります。都市活動や生活を支える高次の施設をそれぞれの拠点で維持あるいは誘導していくことを目指しています。

91ページです。この計画の進捗に向けての人口密度を目標値に定めています。市街地を形成する人口密度の目安が40人、これは1ヘクタールあたりとなっていますので、現状維持ないしは40人を維持することを目標値に指定しています。左側のイメージのように人口増加時代に、自動車依存の進行も加わり、広範囲に市街地が進行した過程から人口減少の時代となった今、右上のイメージのように、現状のままでは拡散した市街地が低密度になり、市街地全体が希薄化し、生活を支える施設が減少することが懸念されるので、右下のような集約型都市構造へ改革することにより、拠点ごとの一定の人口密度を維持し、

施設や公共交通の持続可能性の向上を目指しています。現計画の概要は以上になります。

引き続き、資料の説明をいたします。当日資料2の6ページをご覧ください。こちらは居住誘導区域の中心市街地、信州大学周辺エリアです。左が令和4年10月時点での人口密度、それから右が平成27年から令和4年までの人口の増減を示しています。この一覧を、この後説明する資料3の結果にまとめております。当日資料2の方では、各居住誘導区域の資料がまとまっています。

続いて、今回の見直し内容になりますが、計画の見直しは、防災指針の追加が主になります。また誘導区域と誘導施設は基本的にはそのままですが、5年経過したことによる時点修正を今回行っています。それでは、資料の56ページをご覧ください。56ページは、信州大学周辺を示した図で、57ページに中心市街地へと続きます。56ページの右上にあるのは、市内に6地区ある居住誘導区域全体の人口および人口密度です。左が平成27年当初、中間評価は令和4年の10月、住民基本台帳より反映した値です。人口は89,360人、人口密度44.5と、約1,000人の減少傾向にあります。今回は、計画策定から5年の見直しのため、目標の見直しまでは行いません。左側の表ですが、こちらは中心市街地、信州大学周辺エリアのまとめです。茶色で示した線が居住誘導区域です。また茶色の内側にある赤線が都市機能誘導区域です。この居住誘導区域ごとにページを分けています。

次のページになります。57ページですが、この北側と繋がっていますが、こちらが中心市街地の範囲です。続いて59ページをご覧ください。こちらは村井駅・平田駅周辺エリアです。こちらの右下の黄色い部分が、令和4年に市街化区域に編入した上村井という地区になります。続いて60ページをご覧ください。こちらは島内駅周辺エリアです。同じく市街化編入をした中央の上の黄色が東方地区になります。61ページをご覧ください。波田駅周辺エリアです。右の黄色い部分は市街化編入した和田西原地区です。主な区域の変更はこの黄色い3ヶ所になります。

続いて、誘導施設の見直しです。ページでいきますと63から64になります。誘導施設とは、都市機能誘導区域に誘導すべき施設です。今回は、法令や現行計画と照らし合わせて修正しています。左から行政、商業などの機能、続いて、施設区分、誘導施設、運用の考え方、誘導する区域と並んでいまして、アンダーラインの部分が今回修正した箇所になります。

続いて65ページをご覧ください。こちらは防災指針になりますが、新たに設ける項目です。防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる、都市の防災に関する機能の確保を目的とした指針です。居住誘導区域および都市機能誘導区域に残存する災害リスクに対して、防災対策や安全確保策など、取り組み方針と具体的な施策を防災指針として定めます。

66ページをご覧ください。災害リスク分析に、主には水害のL1と呼ばれる100年に1回想定される豪雨、それからL2と呼ばれる1,000年に1回の想定最大規模降雨、レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域、イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域、さらに令和4年に策定した防災都市づくり指針から、建物倒壊危険度と延焼危険度を引用しています。

67ページをご覧ください。水害のL1を示しています。これは100年に1回程度の頻度の大雨を想定していますが、薄い青が0.5m未満、濃い青が0.5～3m、紫色が3m以上となっています。居住誘導区域では、3m未満の浸水は半数で起きますが、2階以上へ垂直避難が必要な3m以上の浸水はありません。なお、現計画では、L1の基準が2m、L2が3mと異なる基準でしたが、今回、1階部分が水没する深さの目安である3mに基準を改めています。この理由ですが、両方の基準を合わせるというわかりやすさと、あとは今3mが標準となっていること、いずれにしても、2mにしても3mにしても垂直避難が必要なことから、今回3mという基準に改めています。

続いて68ページをご覧ください。こちらはL2、1,000年に1度の頻度で発生する大雨を想定しています。ここでは3m未満が83%、3m以上の浸水が2%となっており、この規模の雨が降ると広範囲に冠水することになります。

69ページをご覧ください。土砂災害の図です。土砂災害については、イエローゾーンとレッドゾーンと呼ばれた区域を示しておりますが、居住誘導区域にはそれぞれ含まれておりません。ただし、都市機能誘導区域には、波田駅周辺の一部がイエローゾーンに含まれております。

続いて70ページ、71ページです。こちらは震災についてになります。建物倒壊危険度と延焼危険度を居住誘導区域と重ねたものです。区域内にも一定のリスクが存在していることがわかります。

続いて72ページからになりますが、区域ごとのまとめになります。災害リスクは、事前予測が可能な水害について中心にまとめています。こちらは中心市街地、信州大学周辺エリアを示した図です。図の洪水浸水想定区域は、L2の1,000年に1度起こる最大規模を示しています。紫色が3m以上浸水する部分です。それから、家屋倒壊等氾濫想定区域、これは河川沿いに着色のある黄色と黄緑の部分で、早期避難が必要な区域です。その他に、土砂災害区域、避難所と避難所の徒歩圏半径500mを示しています。

73ページですが、こちらに防災上の課題、取り組み方針を災害ごとに記載しています。L2では、ハード対策の想定外のため、ソフト中心の対策になってくると考えられます。茶色で囲まれた中心市街地、信州大学周辺エリアでは、3m未満の浸水が86%、3m以上が4%となっておりますが、指定避難所の徒歩圏の人口カバー率は92%になっています。

74ページ、75ページをご覧ください。こちらは南松本周辺エリアと、村井駅・平田

駅周辺エリアです。こちらの傾向も同じです。指定避難所のカバー率が50%程度となっていて中心市街地の92%よりは下がります。

76ページをご覧ください。島内駅周辺エリアです。L2では3m未満が95%、3m以上はゼロ、避難所の人口カバー率は75%となっております。

77ページをご覧ください。こちらは波田駅周辺エリアです。波田地区は河岸段丘のため高低差が大きいことから、水害リスクは低いと考えられます。ただし都市機能誘導区域には、一部土砂災害警戒区域が含まれているので、水害よりも土砂災害への取り組みが中心になります。

78ページをご覧ください。最後になりますが、寿台・松原周辺エリアです。L2では3m未満が88%、3m以上はゼロ、指定避難所の人口カバー率は89%となっております。

79ページですが、こちらに具体的な取り組みとスケジュールを掲載しています。項目を水害、土砂災害、地震の3つに分けて、災害リスクの低減に向けた取り組みと回避に向けた取り組みの2項目に分類しています。自助、共助、公助の区分、施策の内容、実施の主体、実施時期の目標となっています。時期は、計画の終期が令和17年のため、短期を5年後のR12、中長期は10年後のR17としています。説明は以上になります。

(清水会長)

ありがとうございました。ただいま報告事項の説明がありました。ご意見ご質問のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。

(上條委員)

はい。

(清水会長)

はい、上條委員お願いいたします。

(上條委員)

何点かあるので。55ページの鏡の資料で、今後の予定でいくと、令和8年3月の計画策定に向けての途中の状況報告ということだと思っています。10月に改めてこの都計審に最終の意見聴取ということになると思うので、ここに向けて今日しか都計審として発言できる機会がないので、何点かそういう視点でお願いしたいと思います。

まずですね、見直しの内容の誘導区域の追加の関係ですが、新たに市街化編入した箇所を誘導区域に追加していますけど、なぜ追加したのかという理由を居住誘導区域の設定フ

ローとの関係で、この３か所の説明をまずお願いしたいと思います。

(清水会長)

はい、お願いします。

(小林係長)

それでは、質問に回答させていただきます。設定フローになりますが、居住誘導区域の設定フローを改めて説明します。まずは、居住誘導区域に適さない区域の除外ということで、資料の８８ページをご覧ください。こちらに居住誘導区域の設定のフローがあります。まず、ステップ０として「市街化区域」、ステップ１として「基本区域の設定」ということで、居住の誘導に適さない区域を除外した範囲ということで①②③とありますが、１つは「法令等により居住できない区域」、２つ目ですが「災害の危険性の高い区域」、３つ目「住宅以外の土地利用を図る区域」。続いて、ステップ２「居住誘導区域のベースの設定」になります。都市機能および公共交通の持続性を高めるため、都市機能誘導区域や鉄道駅への歩きやすい範囲ということで、２つ挙げられていますが、１つは「都市機能誘導区域」、２つ目は「主要交通軸として、駅、主要バス路線のバス停の徒歩圏であること」。ステップ３ですが、「地域の特性を踏まえた区域の追加」ということで、すでに良好な住環境が形成されている区域を追加するというので２つ挙げています。１つ目は、「一定の人口密度を有する区域」、２つ目に「基盤施設を面的に整備済、または整備中の区域」。ステップ４として「区域境界の決定」といったふうになっています。

今回の編入する３地区に関しては、いずれもこのステップ３の「②基盤施設を面的に整備済、または整備中の区域」ということで該当していることから、この３地区を編入しています。

また、事前に誘導区域へ編入する３地区ですけども、こちらは市街化編入する際に、人口フレーム、こちらを県が設定しまして、市街化区域への編入要件を確認した上で、都市計画決定されています。都市計画決定されているということで、将来的に市街化、居住の誘導を図っていくエリアとして行っていることから、今回の３地区を対象といたしました。以上です。

(上條委員)

はい。

(清水会長)

お願いします。

(上條委員)

はい、フローの中で、居住誘導の鍵になる交通との関係がどうなっているのかという視点で、どう整理されたのかということですが、徒歩圏の定義がこの居住誘導区域の設定において、どういう設定なのかというのを改めてご説明いただいたうえで、この3地区のすべてがそれに本当に該当しているのかという部分での検証について、教えてください。

(清水会長)

お願いします。

(小林係長)

はい、質問について、お答えします。先ほどのステップ3で、2つ条件がありまして、1つは都市機能誘導区域から300mの範囲という基準があります。もう1つ別の基準で、基盤整備ということなので、徒歩圏の部分を含めるのプラス基盤整備が整っているということで、この300mという基準に当てはめると、一部編入したところは徒歩圏から外れてしまうというエリアが実際にはあります。ただ今回は、この2の基準を採用しまして、それでもこのフローの中には当てはまっているという判断で編入しています。

(上條委員)

はい。

(清水会長)

お願いします。

(上條委員)

明確にしていだきたいというのが趣旨です。そのうえで、今回、時点修正というお話がありましたが、その中間見直しと、その目標値の人口の考え方で、目標値は策定時と変えないということでした。ここに誘導を進めるためにいろんな施策が列挙されていますけど、計画の中間点で実際に目標値に向けて、そのすう勢値が別に載っていますけど、実際にどれだけの人口動態があったのかという数値的な部分を示すことが、やはり都市計画上は重要だろうと思っています。まったく今回そういう基礎的な資料が出てきていないので、トータルに立地適正化計画の全体の議論をする部分で、特に居住誘導区域については、その視点が重要だと思っていることから、今日は指摘に留めておきますので、しっかりと数値を示してどうなっているのか、そして、それがこの誘導区域の設定に本当に適してい

るのか、やはりそういう視点での見直しが私は必要なのかなということで、意見として申し上げておきたいと思います。

最後にもう一点。防災面のことが追加されていますが、策定時の洪水・浸水深と現在の基準は、変更があるのかないのかを確認をさせてください。

(清水会長)

お願いします。

(小林係長)

水害の浸水深について、説明させていただきます。まず現計画につきましては、L1とL2。L1は100年に一度の水害です。L2は、1,000年に一度の水害の基準になりますが、現計画ではL1は2m、それから2.5mというのが一つ基準でありました。また、L2は3mでありました。現在、計画を見直すにあたって、まずは県が公表している浸水想定区域は3mの表示になっています。また、ハザードマップですけれども、こちらは遡りますと令和3年に2mから3mに基準が改められています。また、令和4年に都市計画課では防災都市づくり計画を策定していますけれども、こちらも3mの基準を採用しています。また、こういった経過から今回の見直しに当たりましては、ハザードマップや今までの経過を参考にしまして、L1の基準を改めて2mから3mへ変更しています。以上です。

(上條委員)

はい。

(清水会長)

お願いします。

(上條委員)

はい、そもそもこの当初の策定時に防災面での基準はなかったというか、法的な部分が多かった。松本の都市の歴史の経過を踏まえて、そういう災害時の防災面に課題があっても立地適正化区域の都市機能や居住誘導区域に入れ込んできているという経過があって、そのうえで今回見直した中に、特に防災面が法的な位置づけがされたうえで、危険度が増している部分が誘導区域にあることに対してどう評価するのかという部分があんまり見えない見直しの中身というふうに受け止めています。誘導するところが危険なエリアの場合、対策は「逃げる」とか「垂直避難」だとか色々書いてありますけど、危険度が増している

エリアが入っていることに対してどうなんだっていう、評価が見えないっていうのは、私は一番大きな課題かなというふうに思っているので、10月に向けてはそういう点、整理したうえでお願いしたいなと思います。以上です。

(清水会長)

いかがでしょうか。

(小林係長)

ご意見ありがとうございます。今いただいた意見を参考に、10月に向けて計画の内容に反映していきたいと思います。どうもありがとうございました。

(清水会長)

他いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(中川委員)

農業委員会の中川でございます。意見ではないですが、ぜひこういう発想もお願いしたいということで、農業関係の方からちょっと一言申し上げたいと思います。

私この立地適正化計画、これは内容をいろいろ精査させていただいたんですが、全くこのとおりだと思いますし、このことについて異議を挟むものでは全くありません。ただこの91ページ、これ見させていただいて、人口の下の方、人口増加の時代はこうだけど、これから人口減少の時代はこうなるということで、都市機能誘導区域とか居住誘導区域こういうものを設定しようということですよ。これはこれでいいんですけども、方や農業とか中山間地とかこっちの視点でものを言いますと、私は里山辺・入山辺なんですけど、やはり遊休農地が多いとか、あるいは空き家が多いとか、住む人がだんだんいなくなってくるとか、それから今、農政課で地域計画の策定というのをやっていますよね。7月に利用意向調査しますけども、これで予想されることは、とりわけ中山間地ですが、10年後に農地が次の担い手がいなくてであろうと予想されるものが少なからずあるということなんですよね。そういうことを考えますと、とりわけ中山間地っていうのは本当に人がいなくなっちゃうんですよ。人がいなくなるっていうことは、田んぼ畑、荒地がすごく多くなることが想定されちゃうんですよ。そこに居住誘導地域、これはこれでいいんですけども、同様にですね、居住誘導地域でないところですよ、漏れちゃったところ、ここをどうするかということは、これは都市計画課の直接の担当ではないかと思うんですけども、そういう発想も実は必要なんですよね。ですから、居住誘導地域ではないところをどうするかっていうところを行政の各課、例えば農政課であるとか、農業委員会であるとか、ぜひ

情報共有して今後進めていっていただくと、全体としていいのではないかと思いますので、その辺ぜひよろしくお願いします。以上です。

(清水会長)

いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(小林係長)

ご意見ありがとうございます。今回、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部という位置付けがありまして、確かにこの計画の中では、居住誘導区域という6地区に持続可能な都市を今後も作り続けていくために集約しようという計画が打ち出されていますが、また同時に、都市計画マスタープランの中では、松本市内の35地区の昔からある地域も持続的に大切にしていきたいということが位置づけられています。

将来は、今ご説明にありました91ページのような人口減少社会の目指す姿というのは目指していきたいとは思っていますが、その中で35地区という元ある地域も大切にしながらということで、両輪で進めていきたいと考えています。ご意見ありがとうございます。

(清水会長)

他いかがでしょうか。よろしいですか。では続いて、報告事項「都市計画道路の見直しについて」に移ります。事務局に伺います。報告事項の傍聴者はございますか。

(渋田見課長補佐)

はい、会長。傍聴者はありません。

(清水会長)

それでは、報告事項「松本都市計画道路の見直しについて」ですが、松本市都市計画審議会の下部組織として都市計画道路見直し部会を設置し、部会長の轟委員をはじめとする委員および臨時委員の皆さんで都市計画道路の見直しに関して、部会会議で検討を重ねてきました。今回はその報告をしていただきます。本日、轟委員はご都合により欠席ですので、部会長代理の森本委員からご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(森本委員)

信州大学の森本です。部会長の代理としてご報告いたします。議案書の96ページをご覧ください。

本日の趣旨ですが、都市計画道路の見直しについて、都市計画道路の見直し部会で協議した検討結果がまとまりましたので、報告するものです。経過としましては、昨年8月の第64回松本市都市計画審議会に検討状況を報告した後に、部会で合計3回協議しました。主な内容は、それぞれ記載のあるとおりです。次に、見直し方針の概要ですが、見直しの対象は、未整備の幹線街路23路線64区間で、約30kmの延長です。見直し結果として、存続候補が46区間24.3km、条件付変更廃止候補が15区間4.3km、変更候補が3区間1.6kmです。今回は、明確な廃止候補はありませんでした。それでは、以降の説明を事務局からお願いします。

(山崎主任)

はい。森本会長代理ありがとうございました。私は、交通ネットワーク課山崎祥幸と申します。よろしくお願いいたします。では、以降の内容をご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料が飛びますが、議案書の150ページをお願いいたします。今回の見直しの対象路線です。図の番号を振った区間が見直しの対象で、国道19号や主要地方道松本環状高家線の位置にも都市計画道路が存在しますが、長野県の計画で、より広域的な位置づけがありますので、今回は見直し対象としていません。

続いて、議案書の196ページをお願いします。必要性評価の結果です。縦に見直し対象の64区間、横に20の必要性評価項目があります。評価項目は、都市防災機能、交通機能など、5つの機能から多角的な視点で設定し、各見直し区間が指標に該当するものに1を入力しています。したがって、右から3番目の列にある指標該当数の数値が大きいほど必要性が高いということになります。

続いて、議案書の198ページをご覧ください。こちらが、必要性評価の該当数が大きい順に並べたものです。便宜上、該当数が8以上の区間をレベル2、8未満をレベル1としています。次の代替性の評価は、下位グループにあたるレベル1の区間を対象に評価し、上位グループのレベル2は、後の評価を行わず、存続候補となるように整理しました。

次に、議案書の200ページ、201ページをお願いします。代替性の評価です。これは見直し区間の周辺、または現道で同等の機能を有する代替路線が存在するかを検証しています。基準として、201ページの表をご覧ください。対象区間の計画車線数を有しているか、対象区間の計画幅員の3分の2以上となっているか。並行する別の路線と、対象区間との距離が500m以内、商業地域の場合のみ250m以内かどうか、以上3点で代替性を有する区間の候補を選定しました。その結果が202ページです。赤い線が代替性を有する区間の候補で、これを対象に、次の203ページから個別に機能を検証しました。203ページの図表のうち、区間6-6、9-1および9-2につきましては、現道が機

能を代替できると考え、代替性ありと判断しています。残る区間につきましては、議案書 208 ページまでの全ての区間で主に歩道がないといった理由から、代替性なしと判断をしています。代替性評価の結果を 209 ページにお示ししています。赤色で示している 3 区間を代替性ありとして評価いたしました。

次に 210 ページをお願いします。ネットワークの検証です。代替性なしとした区間を対象に、道路の連続性の観点で評価しました。見直しは区間別の評価であるため、結果によっては特定の区間のみが変更や廃止となり、道路としての連続性が損なわれる結果とならないよう検証するものです。結果は図のとおりですが、赤色が必要ありの区間です。

次に 211 ページをお願いします。実現性の評価です。平成 23 年の第 1 回都市計画道路見直しで、道路構造上の支障および事業実施上の支障の 2 つの項目で評価し、物理的な課題区間を抽出のうえ、支障ありとした区間は基本的には廃止などが完了しています。したがって、今回の見直しにおいては、新たに実現性の評価は行いません。参考として、第 1 回見直しの実現性評価結果を 212 ページ、213 ページに載せています。212 ページが道路構造上の支障、213 ページが事業実施上の支障です。それぞれ、青く色をつけた部分が支障ありということで判断されています。

次に議案書の 214 ページをお願いします。区間別の総合評価です。ここまでご説明してきた各評価の結果から、中央のフローによって振り分けを行いました。一番左の必要性評価において、相対的に必要性が高いレベル 2 の区間は、そのまま存続候補に振り分けています。必要性が相対的に低いレベル 1 の区間は、次の代替性評価を行い、代替性ありとした区間は、変更または廃止候補に振り分ける形としました。変更と廃止は、立地条件などにより個別判断することとし、今回はいずれも変更候補としました。

最後に、代替性評価で代替性なしとした区間は、ネットワークの検証を行い、道路の連続性で必要性のある区間は存続候補、それ以外を条件付き変更廃止方法に整理しました。ここまでの区間別評価を都市計画道路見直し素案とし、土地利用面からの検証や道路の需給バランスの分析などを行い、見直し方針としています。評価結果を 215 ページに図で示しています。図の青い区間が存続候補、紫色が条件付き変更廃止候補、赤が変更候補です。ここから条件付き変更廃止候補についてご説明します。先ほど振り分けフローでご説明しましたとおり、必要性が相対的に低いものの、機能が代替されないというものが対象です。現道など一部代替性を満たす候補の路線があるため、都市計画道路の位置で整備をするのか、現道を機能強化するのか、地域の課題を踏まえながら判断する必要があるのが現状です。また、条件付き変更廃止候補は、概ね 2 つのエリアに分けることができるため、エリアごとに検討を進め、変更等、個別の方向性を定めたいと考えています。

議案書 217 ページをお願いします。2 つのエリアと申し上げたうちの 1 つ、浅間温泉周辺エリアです。このエリアは、北の三才山方面から市街地南部方面へ、エリア内を通過

する交通があります。今後は、旅館などが集積するエリアや生活道路への通過交通を抑制しつつ、南側の惣社岡田線や出川浅間線に誘導することが望ましいと考えています。地元町会などと課題整理や今後の方針を協議する中で、条件付き変更廃止候補の取り扱いを決定したいと考えています。

次に、議案書 219 ページをお願いします。惣社・里山辺周辺エリアです。このエリアは、現状、南北の幹線道路が少なく、黄色の出川浅間線を市が、東西の宮渕新橋北小松線を県が事業中です。条件付き変更廃止路線は、現道がない部分ですが、並行する他の路線が仮に機能強化されれば、機能が代替できるものと考えています。こちらは、周辺の幹線道路として県道が存在するため、特に長野県との協議を中心に方向性を定めていきたい考えです。

ここから見直し素案の検証についてご説明します。議案書の 220 ページをお願いします。土地利用面からの検証です。こちらについては、総合評価における条件付き変更廃止候補と変更候補を対象に、沿道の用途地域を整備したものです。221 ページ、222 ページにありますとおり、条件付き変更廃止候補および変更候補の区間で、用途地域の境となっているものが一部あり、仮に区間を変更廃止した場合に基準が変更され、合わせて用途地域の整理が必要となる場合が考えられます。

次に、議案書の 223 ページをお願いします。交通需給バランスの検証です。これはエリア全体の道路の総量である交通容量と交通量を比較してバランスを検証するもので、223 ページ下の表は、現況を再現したものです。行政区域や都市計画区域といった広いエリアでは、郊外の交通量が少ない部分が含まれるため、交通容量が交通量よりも多く、道路が足りている状態を示しています。しかしながら、市街化区域の中については、交通容量よりも交通量が多く、差分がマイナスになることから、現状道路が足りていない状態を示しています。

次に、224 ページの上の表をご覧ください。これはフルネット、つまり都市計画道路が全て整備された状態を示しています。どのエリアにおいても、おおむね交通容量が上回っていることがわかります。次に、224 ページの下表ですが、見直し素案として、条件付き変更廃止候補および変更候補がない状態で検証した結果です。フルネットの数値とほぼ差がないため、今回の見直しにより変更を廃止した場合の交通量の影響は少ないことがわかります。以上が、見直しの結果です。

次に、議案書 225 ページをお願いします。今回の見直しにおける各評価を活用して、今後整備する際の優先整備路線を選定しました。下の図の横軸は、必要性評価で、縦軸は費用便益を示します。その両方が高い赤枠の部分の優先整備路線群とするイメージです。次の 226 ページから 234 ページまでが、費用便益を算定するための各区間の概算事業費の算定プロセスです。また、その次、235 ページから 239 ページまで、こちらが費

用便益の算定プロセスです。それぞれ詳細な説明は割愛させていただきます。

次に、240ページをお願いします。先ほどのイメージに各区間を割り当てた結果をまとめたものです。241ページには図でお示したものがありますが、赤字で記載のある部分を優先整備路線群として設定しています。実際の道路整備の順番は、他の事業との関連性や開発行為など外的な要素により決定する部分が大きいです。定量的な評価に基づき優先すべき路線として、今後の整備に反映させていきたいと考えています。

議案書の242ページ以降は、各区間の見直しカルテで、今回の評価結果を区間ごとにまとめたものです。参考資料として添付しています。

最後に、資料が前後して申し訳ありませんが、議案書の97ページをお願いします。中央の「4 今回の見直しにおける成果」としまして、各路線の必要性を多角的な視点で整理しました。また、一部路線を条件付き変更廃止候補、変更候補に分類し、今後、該当エリア周辺の道路ネットワークを個別に検討協議するための方針を策定しました。必要性やB/Cの指標により、優先整備路線群を検討し、限られた財源や人的資源の中で、整備を優先すべき路線を選定しました。優先整備路線群の検討の中で、松本城南側の「外堀大通り」先線の整備優先度が高い結果が得られたため、接続先の国道143号を含め、重要度が高いことがわかりました。

今後の予定としましては、条件付き変更廃止候補をエリアごとの対象とし、現道を含む周辺の道路ネットワークについて、長野県や地元町会などの関係主体と協議します。協議結果に基づき、都市計画道路の取り扱いの方針を決定し、必要な手続きを進めます。中心市街地再設計検討会議の提言書で、機能強化とされている国道143号について、所管する長野県や地元町会などと協議し、具体的な整備方針を定めます。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

(清水会長)

ただいま報告事項の説明がありました。ご意見、ご質問等のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。

(村瀬委員)

はい。

(清水会長)

お願いします。

(村瀬委員)

商工会議所建設部会の村瀬でございます。今、説明をお聞きして、本当にご努力というか、この計画で松本の道路はよくなるんだなという思いをしたんですけども、一般的な意見としまして、松本の道路は良くない、そして、いつになったらいい道路になるんだという意見が多いと思います。先日も新聞に、松本の道路は非常に良くないと、観光面においてもどうなるのだろうという意見が非常に多くなっています。やはり、こういう立派な条件や検討ということも大事なんですけども、一般市民がなるほどと思えるような、道路政策といいますか、整備というのは、いつ頃になれば市民が納得するようなものになるんでしょうか。

(清水会長)

お願いします。

(太田建設部長)

ご指摘ありがとうございます。全く市民の皆さんの感覚、ご意見というのはそのとおりだなと私も常々感じていますし、ご指摘を受けています。松本の市街地、特に道路の事情というのは、私が言うのもあれですけども、やっぱり城下町の町割りという中で、鍵の手が多かったり、狭い道路が意図的にあったりとか、そういうような中に風情のある町並みができているということを考えると、なかなか道路拡張をしてスムーズな交通を早期に確保するということが必要ではあるものの、非常に整理すべき部分も多くて、スピードが上がらないというような事情がございます。だからこそ、この都市計画道路というものをしっかり見定めて、どこから優先的にやっていくのかと、限られた財源の中で効果を最大限上げていくのかというところを我々常に考えて進めているところです。ただ、繰り返しになりますが、ご指摘のとおりそのスピード感が見えないというご指摘はごもっともでございますので、ここをしっかりと進めていくうえでは、いろいろな手法、例えば都市計画道路マックスで作るのか、それとも渋滞箇所を見据えて局部的な改良をするのか、色々なアイデアをまた地元の皆様からいただきながらですね、効果的に最小限の財源で最大限の効果を出すようなそのような方策をですね、我々は追求してやっていきたいと考えてございますので、ぜひとも色々なアイデア、またご意見をですね、頂戴できればと思っております。答えになっているのかちょっとわかりませんが、ぜひ引き続きよろしくをお願いします。以上でございます。

(清水会長)

どうぞ。

(村瀬委員)

はい、ありがとうございました。ぜひそうなるようにお願いしたいと思うんですが、もう1点、都市計画で道路を作成する場合、やはりこれも多くの人が言うんですが、せっかく新しい道路をつくるなら、松本、長野県はいつも幅員が狭いと、他府県見るとほとんどが新設道路というのは4車線、その他、そういうふうに思っております。そういう中で、これから計画される道路は、4車線ということもぜひ検討をいただかないと、将来維持管理の問題も出てくるでしょうけども、やはり今の現状では多くの人は4車線という道路を希望していると思いますので、主要な道路についてはぜひご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(太田建設部長)

ありがとうございます。やはり4車線という道路の容量というのは、非常に物流面また災害時の対応を考えると行き着くところかなと思っていますし、主要な道路、特に19号などについては、今でも4車線で進めているところもございます。しかしながら、街中につきましては、やはりそれだけの拡張という部分については、非常に店舗また家屋の移転、相当な痛みというか、そういったようなことをお願いしていかなければいけないという部分も多々あるものですから、ここはちょっと慎重に考えていく必要があるかなと。現状から言いますと考えておりますので、ご指摘もしっかり受け止めながら、どこをどういうふうに整備していくのかと、4車線も念頭に置いてですね、考えていきたいと思っております。以上です。

(村瀬委員)

よろしくお願いいたします。

(清水会長)

他いかがでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

(大久保委員)

ご説明ありがとうございました。97ページなんですけれども、4番の(4)で、もしかしたら今のご説明の中にもあったかもしれないんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいのが、松本城南側の外堀大通りの先線の整備の優先度が高いと認められたという、その根拠のところをもう少し教えていただければと思います。

(山崎主任)

はい。

(清水会長)

お願いします。

(山崎主任)

お答えします。議案書ですが、241ページをお願いいたします。240ページまでの検討の中で、優先整備路線群というものを設定しています。これはご説明しましたとおり、都市計画道路見直しの評価の中の必要性の評価と、あと費用便益、実際にどれだけお金がかかるのか、それに伴ってどれぐらい効果があるのかというB/C2つの指標でもって定めたものが優先整備路線群です。今回241ページをご覧くださいまして、ここの路線群⑮というものがございます。少し細かいので見づらいところなんですけども、実際の路線とすると、図の中にある12-1という路線が該当します。これは、すぐそこ市役所の南側、日銀さんの南側の道路になりますが、外堀が終わって、そこから東側へ向かう、またこの市役所の間の道路も都市計画道路になっていますが、そこに繋がる東西の部分、こちらが12-1という区間です。こちらについてですね、定量的な評価でまず優先度が高いという結果が得られました。このことから、ここの部分の必要性が高いという判断をしております。以上です。

(大久保委員)

はい。

(清水会長)

はい、どうぞ。

(大久保委員)

ありがとうございます。申し訳ありません、ちょっと私の理解度が追いついていかなかったみたいで、その「定量的に」というところの部分をもう少し具体的に教えてください。

(山崎主任)

はい、ご説明足りなくて、申し訳ありません。まず、「定量的に」という部分について、もう少し詳しくご説明をさせていただきます。資料でいくと、議案書の196ページをお願いいたします。A3の資料になりますが、こちらが必要性の評価結果の一覧になります。こちらの中でご意見いただいているもののうち一番左の列でいうと36番、区間番号でい

きますと12-1というものが内環状北線という部分ですね、こちらがまず該当してくる路線です。右の方を見ていただきますと、各指標で見たときの結果、様々な指標で見たときに該当するものが1という数字が立っているんですけども、例えば左から2番目「幹線道路網密度の向上機能」といった部分につきましては、街中の幹線道路、都市計画道路の密度が足りている部分、足りていない部分というものを数値的にエリアで評価をしまして、このエリアにつきましては、基準に満たない現在の道路密度であるということから、ここを整備した場合にはそういった密度の向上に寄与するという理由から一つ必要性の評価指標としてはポイントがついているところでございます。また、その右の方にいきますと、「都市防災機能」ですとか、「収容機能」これは例えば道路下にあるインフラ、上下水道もそうですし、電気・通信・ガスといったものの収容空間としての機能が必要になるかどうかという部分です。また、「市街地形成機能」これは先ほど立地適正化計画の内容ご説明もありましたが、そういった居住誘導、都市機能誘導に寄与する場所になるという部分で評価指標をつけています。また、一番右には「交通機能」ということで、「トラフィック機能」これは実際にその交通量として、仮に整備をしたときに将来的に交通量が走るだろうということ、当然ながら場所とすると交通量多い場所ですので、整備の必要があるといった視点でポイントをつけています。

まず「定量的な部分」ということの一つとして、必要性の評価というものを行っておまして、こういった様々な観点から必要性があるという判断をしまして、ここの区間につきましては、必要性が高いという判断をしたところです。もう1つB/Cですけども、議案書でいくと239ページをお願いします。資料飛んで申し訳ありません。こちらが最終的な費用便益の算定結果となります。このうち左側の列の真ん中少し下あたりに路線群⑮12-1、内環状北線という路線がございます。こちらにつきましては、真ん中に「走行時間短縮便益」というものがありまして、これ自体は一般的な道路を整備する前にB/Cの算定、要はかかる費用に対してどれだけの効果が生まれるかというものを算定するものですが、そちらの中の一つの便益である走行時間短縮便益というものを算定した結果です。こちら数値としては、10.58という数値がありまして、これを右の「事業費現在価値換算」というところで、実際にここを仮に整備したときにどれだけ費用がかかってくるかというものの概算費用を計算しておまして、ここの路線でいきますと0.78、これが億単位ですので、約8,000万程度という試算をしております。先ほどご説明した真ん中にある便益と一番右にある費用の合計、これを割り返すことで費用便益B/Cということ、で算定をしております。

ご説明をしました、その必要性の評価というものと費用便益B/Cというものを、今度240ページを改めてご覧いただきますと、各路線がこの図の中にプロットできるんですけども、中央値オレンジ色で線を引いているんですが、それら以上となる右上の部分

優先整備路線群ということで設定をしております。定量的な考え方としましては、ご説明
以上です。

（大久保委員）

はい。

（清水会長）

どうぞ。

（大久保委員）

ありがとうございました。とてもよくわかりました。わかったうえで、もう一度確認
させていただきたいんですけれども、今見ていた路線以外でも25-1という路線も、今の
指標ととても似たような数値を出ていると思うんですが、こちらが除かれている理由を教
えてください。

（山崎主任）

はい、お答えいたします。委員がご指摘のとおり、241ページご覧いただきますと、
先ほどご説明した路線群⑮というものの他にも優先整備路線群の設定をしております。結
果としますと、241ページで赤字で示しているものは、優先整備優先されるべき路線と
いうことで設定をすべきものですので、その中で特に優劣がついているということではご
ざいませぬ。ただ議案書の97ページの「4 見直しにおける成果」（4）の中で特出し
をして、ここの12-1の区間についてご説明をしたものにつきましては、今回、令和7
年の3月にご承知のとおり中心市街地再活性検討会議から市長に提言をいただいていると
ころです。その中で、ここの外堀大通りの先ですとか、先というのはここの外堀から東へ
向かう部分ですね、また、大橋通りと呼ばれる国道143号につきまして、機能強化をす
るということで内容の提言をいただいているところ。そういった提言いただしていま
すことから、その内容の検証も含めてですね、今後、中心市街地の道路計画を整理してい
きたいというふうに考えておりますので、その視点で見たときに今回定量的な評価をして、
優先度高いことがわかったということが一つ成果として挙げられますので、ちょっとわか
りづらくて大変恐縮なんですけど、ここの部分に特出しして書いているということでござい
ます。以上です。

（大久保委員）

はい。

(清水会長)

お願いします。

(大久保委員)

はい、とてもよくわかりました。ありがとうございました。ここに書いていなくても、先ほどの優先というところも必ずされるということで、理解してよろしいでしょうか。

(山崎主任)

はい、おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

(清水会長)

他いかがでしょうか。はい、お願いします。

(上條委員)

はい、森本先生はじめ部会の皆様、3回の部会を開いていただき、おまとめいただき、お疲れ様でした。ありがとうございました。そのうえで、わからない部分と、どうしてかなということと、諸々お願いしたいと思うんですけど、あの議員としての立場で、この審議会の委員になっていますので、議員として議会で取り上げたことも含めたお話になることだけは、ご承知いただきたいなと思っています。

今の久保委員からあった97ページ4の(4)の優先道路の整備群検討の結果からという、この表現は今説明あったんですが、この(4)の書き方の「接続先の国道143号を含め」というこの表現なんですけど、今回の都市計画道路の見直しで、現在の都市計画道路としてある部分が12-1の内環状北線の部分だけで、その先国道143号への接続というこの表現は、都市計画道路ではないわけですね。それと、その5の(3)の「国道143号を含めて」この部分、これも都市計画道路ではないわけですよ。今回、この都計審で都市計画道路の見直しという議題の中で、都市計画道路に関係ない部分を入れ込んで、その議論をしていることについて非常に違和感を感じています。それは、大前提として、今回の見直しのやり方について、新規の都市計画決定はしないと、見直しを優先してそれが終わった後、新規のものをやるんだってそういうような表現を過去にされていたというふうに思っていますが、それとの関係を含めてこの書き方についてどう考えているのか、お伺いします。

(清水会長)

はい、どうぞ。

(阿部交通ネットワーク課長)

はい、交通ネットワーク課長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。先ほど、上條委員からのご質問、都市計画道路でない部分についての検討ということで、ご意見いただきました。それに関しては、前々回ではございますけども、都市計画審議会こちらの場で、ご意見の中で国道143号も含めたうえでの検討をお願いしたいというご意見をいただいた中で、こういった表現をさせていただいたというところでございます。

確かに、委員の言うとおり、国道143号もこちらの大通りの先線についても都市計画道路ではないというところは確かだと思っておりますが、そういったご意見を踏まえて今回こういった表現をさせていただいたというところなので、確かに、報告という観点からすれば違和感があるのかなと思うところでございます。以上です。

(上條委員)

はい。

(清水委員)

どうぞ。

(上條委員)

前々回のときの議論を、私は委員でなかったので傍聴をしていましたので、そのことを含めてですね。前々回、その前ですね。その前、その前。議会で、内環状線の廃止と都市マスの見直しと、都市計画道路の見直しについての内環状線の見直しについての議論をしたときに、先線はもう整備しないんだと、はっきりと議会で答弁しているんですよ。だから、今の整備済みのところですね、日銀とお堀の角までは整備済みで、それ以东の、東側は整備しないとはっきり言っているんだよ。議会で。それを明確な根拠もなく、中心市街地再設計検討会議の提言があったから、今後考えていきます。これはいかがかなということだけは申しておきたい。

それから、当時、これは議会と関係ないですが、この都市計画審議会の場で、国道143号の議論になったときに、当時の松本建設事務所長が、「松本市さんの意向も踏まえて、県としては検討をさせてもらう」というご発言があって、議事録に多分残っていると思います。そのうえで、それからすでに今日までどれだけの時間がかかっているかといったときに、松本市としてこの国道143号に対して、どういうアプローチを長野県の方にしているのか、この都市計画道路の見直しと関連して、その点は非常に重要だと、都

計審の中で議論をされてきている部分もあるので、その点を松本市が長野県さんとう
いう議論を今までしてきているのか教えてください。

(清水会長)

お願いします。

(阿部課長)

はい、ご意見ありがとうございます。今までのという部分ではございますが、やはり県
の方にも要望しているところでもありますけども、どのように進めていくのか、こちらの
国道143号については、やはり課題が多いというところは、皆さんの認識でもあると思
いますし、私どもも十分認識しているところでございます。しかしながらですね、こちら
の道、歴史的な部分、街道敷という部分もあり、開いた立地というところもあり、単に拡
幅しましょう。というところというのはなかなか難しいのかなと思いながら、手法という
部分について話し合ってきたというか、打ち合わせをしてきてはおるところでございま
すが、やはり結論が出ていないという状況ではございます。

私どもがやる前からだいぶ長い期間、この議論というのは、なされてきたのかなと思っ
ておりますので、先ほど再設計の提言があったからやるのはというご意見もある中ではあ
るものの、今回きっかけまたありましたので、やはり今後も継続して県とも歩調を合わせ
ながらやっていきたいなと思っております。

(上條委員)

はい。

(清水会長)

はい、どうぞ。

(上條委員)

私は、この先線もしっかりと都市計画として議論していただきたい、というそういう趣
旨です。こうやって都計審の中で議論するのであれば、都市計画としての議論をぜひその
場に上げていただきたいと思っております。そのうえで、最後に一つだけ、内環状線廃止
して、小池浅間線を丸の内浅間線に名称変更されて、その丸の内浅間線の評価が今回され
ているんですけど、この路線が代替性の検討の対象外にしている。なぜ対象外なんですか。

(清水会長)

お願いします。

(阿部交通ネットワーク課長)

はい、ご質問ありがとうございます。代替性なしという評価になりますが、代替性の評価をする前の段階にはありますけども、この64区間について、一定の必要性の評価をしたというお話をさせていただいたんですけども、それで評価の高いものについては、代替性があるにしろないにしろ、やる必要があるという考えを持っていますので、定量的な評価で点数の高いものについては、その評価をせずにもうすでにやるという評価をしたため、今回の代替性の評価まで至っていないという状況になります。

(清水会長)

はい、どうぞ。

(上條委員)

部会で評価するその前段で、必要性が高いという評価をした、その理由がどこにあるんだというのは、しっかりと明確にして次回議論をしたいと思うので出してください。国道143号との距離でいけば、国道143号を考慮すれば代替性としては可能性はあると私は思っているんです。その必要性だから、その評価の対象外にして代替性の検討をしないと、この考え自体が私はおかしい。国道143号は国道だから、なかなか難しいということは承知しています。でも、緊急輸送路に位置づけて、国道143号を大事な道路にしている中で、都市計画としてこれをどう考えるかという部分が、この見直しの中で私は非常に重要な要素だというふうに思っているんで、ここを抜きにして、今回の見直しOKだというわけには、私はいかないかなというふうに考えているということだけはお伝えをしておきます。以上です。

(清水会長)

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

(阿部都市計画課長)

はい、ご意見ありがとうございました。委員のおっしゃるとおり、国道143号の代替という部分については今後も検討していかなきゃいけないところだというのがご意見として伺いたいと思っております。ただ、次回にというところの部分に関しては、ある一定の今回報告とさせていただいているところもございますので、こちらの報告の内容については進めていきたいなと思っておりますし、国道143号についても今後も継続という部

分の中も含め、都市計画としての議論というところも念頭に置きながらですね、今後進めたいと思っていますので、次回にというところは、ちょっと難しいかなと思います。以上です。

（赤間都市計画課長）

はい。

（清水会長）

お願いします。

（赤間都市計画課長）

はい。都市計画課長の赤間です。先ほど、上條委員の方から都市計画の視点ということを言われました。都市計画道路につきましては、車を通すだけではなくて防災や土地利用等、様々な機能があります。こういった面では、現状は交通ネットワークという観点から整理していきまして、この評価した中でも色々な防災面等もあります。そして、先ほど内環状北線の先線等、また国道143号の代替についても、やはり現状都市計画道路になっていて、沿道用途として土地利用も計画がなされておりますので、そういった観点で交通部と都市計画が連携して、しっかり考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

（清水会長）

他、何か意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、では森本部会長代理より一言お願いいたします。

（森本委員）

はい、皆さんご議論いただきありがとうございます。今回、松本市の第2回見直しとして専門部会で協議し、長野県の見直し指針に基づき、対象路線の存続候補、変更候補などを区間別の評価を行いました。先ほど事務局から説明のあったとおり、個別の課題に対して今後も検討しながら進める必要があるものの、部会としての当初の与えられた役割というのが完了したものと考えておりますので、本日のご報告を持って、研究を終了させていただければというふうに思います。最後に轟部会長より言葉を預かっておりますので、代読いたします。

本日は、所用により欠席となり、部会長として大変申し訳なく感じております。原稿をお渡しするという形になってしまいましたが、本審議会の出席の皆様に私の思いをお伝えしたいと思っています。今回、廃止候補路線がなしということで、部会での議論に意味があっ

たのかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、「見直し対象路線」の総延長からすると約８０％程度の路線長からなる、松本市の将来のために真に必要な路線を明確にすることができました。残りの２０％である「条件付変更廃止候補」や「変更候補」は、周辺の道路機能が強化されたり、地域のコンセンサスが得られれば廃止候補になりうる路線であるという意味合いを持っている路線です。今回、短い期間の中で、そのあたりの将来指針を明確にすることが難しかったため、廃止路線にはなっていませんが、本計画に基づいてしっかりと議論と検討を重ねて、答えを出すべき路線であると言えます。これは、本部会から市への決して先送りしてはならない宿題であるというふうに認識しております。計画ができたからといって終わりではなく、これらの路線の位置づけを明確化させることが松本市としての責任であると思いますので、継続的に調整を重ねていただきたいと思います。今回、多方面にわたる分析、取りまとめにご協力いただきました関係者の皆様、専門的な視点によりご意見をいただきました部会員に感謝申し上げ、部会長の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

(清水会長)

森本委員ありがとうございました。部会の研究が終了しましたので、松本市都市計画審議会運営要綱第１０条第１１項の規定により、都市計画道路見直し部会を解散いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日審議いたしました議案につきまして、後日、市長へ答申いたします。審議の結果報告につきましては、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製につきましては会長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(清水会長)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、そのようにいたします。議事録署名人に指名したお２人の委員には、後日、事務局において、調製された議事録を送付いたしますので、署名後、事務局へ返送をお願いいたします。また、委員の皆様には、後日、事務局より報告書の写しおよび議事録の写しを送付いたしますので、ご承知ください。

以上で議案審議を終了いたします。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(赤間都市計画課長)

はい、清水会長議事の進行をいただきましてありがとうございました。委員の皆様、慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。また、都市計画道路見直し部会の皆様におかれましては、長期間にわたりましてご審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日、特に立地適正化計画につきましては、様々なご意見いただきました。このことにつきましては、また次回の審議会でご報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回の開催日程につきましては、また詳細が決まりましたら、開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。事務連絡でございますけども、本日車でお越しの委員の方いらっしゃいましたら、この後、受付で駐車券の無料処理をいたしますので、駐車券のご用意をお願いしたいと思います。それでは、以上をもちまして第66回松本市都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。